



市町村合併をテーマに意見交換が行われた『平成14年度地区懇談会』

Q3 登別市は合併に対し、どのように考えているのですか？
 した方がよい？しなくてよい？
 また、いつ結論を出すのですか？

A3 市が合併に関する一定の青写真を作成し、先に示してしまおうと、市民のみなさんの活発な議論が損なわれるおそれがあります。
 また、一部の声高な意見などに左右されるといったことも同様でしょう。

このようなことにならないように可能な限りの情報を市民のみなさんに提供し、意見を伺いながら、議論を重ねていきたいと考えています。
 そのためには、合併特例法の期限（平成17年3月）にとらわれるものではありません。

Q4 合併して地域が拡大すると地域経済が活性化するのは？
A4 人口の少ないまち同士が合併しても、大きなまちができる

わけではありません。
 地域経済の活性化のためには、まず、雇用の場を創出し若者が定住できるような施策が必要です。

また、合併により公共機関の統廃合が行われると、公務員などの数が減りますので、それに変わる雇用の場の確保も必要になります。

このようなことから、地域が拡大すること、即、経済が活性化することは言えないでしょう。

Q5 マスコミなどによると、3市合併に関しては室蘭市が積極的に、登別市・伊達市が消極的な印象を受けますが？

A5 伊達市については、まず伊達市以西の周辺の町村と合併を検討する旨の方針を表明しています。

登別市は、市民のみなさんとの意見交換などを通して、将来のまちづくりに関し十分に議論することが大切であるとの考えから、基本的に合併特例法の期限にこだわらないという姿勢でいます。

Q6 合併特例法の適用期限は平成17年3月となっておりますが、期限は延長されないの？

A6 国では再度の延長や今以上の特例措置を行うことはないと思っています。

現在、全国の8割以上の市町村が研究会などを設置し、合併について

検討を行っていますが、17年3月という期限内に間に合わない市町村が多数出ることも予想されます。このようなことから、再度の延長を要望する国民の声が大きくなると延長されることもあるかも知れません。

Q7 たとえ合併に前向きであつても、今から論議をしても合併特例法の適用期限には間に合わないのでは？

A7 市民のみなさんが納得した上しこりを残すことになりかねません。たとえ期限に間に合わないことになっても、市民のみなさんによる十分な論議を経ることが重要と考えます。

合併協議会設置から合併実現までの期間は、少なくとも22カ月は必要です。

（内訳）

- ・合併協議準備 2カ月
- ・市町村建設計画案策定 6カ月
- ・合併協定項目協議 8カ月
- ・合併準備作業 6カ月

参考：『合併協議会の運営の手引 - 市町村合併法定協議会運営マニュアル -』（ぎょうせい発行）

Q8 市と町村とはどのような違いがあるの？

A8 市と町村では、福祉事務所などの設置義務やこれらに伴うさまざまな事務権限の有無など、多くの違いがあります。

また、人口の少ない町村では、行政全体の職員数が少ないといったことから、保健師や栄養士、建築・土木技師など専門職の確保が難しく、きめ細やかな市民のサービスができないといったことが挙げられます。

なお、国は平成17年3月までに合併をしなかった小さな町村については、さらに権限を縮小し、住民票の発行などの窓口業務に限り行わせ、他の事務は都道府県や近隣の市に行わせるなどという方向を示し始めています。

合併しなかったら、まちはどうなるの？

Q9 10年後の登別市・室蘭市の財政状況はどうなるの？

A9 現在の状況から推測すると、人口は減少傾向をたどるでしょう。これに伴って市の税収入も減少することが見込まれます。

一方、支出では、少子・高齢化の影響で、社会保障費の増加が予想されます。

このようなことから、収支のバランスをとることが困難となり、これまでのような行政サービスを維持できるかという問題があります。

Q10 合併せずに、市はこれまでのような行政運営を維持できるの？

A10 国の財政諮問会議が策定した『構造改革に関する基本方針』